山梨県立図書館 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

	山架県立凶書館 指正官埋有	
No.	質 問 内 容	回 答
1	災害発生時の図書館の利用者等 の避難場所はどこでしょうか。	甲府市では、新県立図書館の最寄りの避難地(※1)として甲府市歴史公園(甲府市北口2丁目)、避難所(※2)として新紺屋小学校(甲府市武田1丁目)を指定しています。
		<ul><li>※1 避難地:身の安全を確保するため、一時的に避難する場所</li><li>※2 避難所:自宅での生活が困難な場合に、一時的に生活する場所</li></ul>
2	募集要項 11 ページ(6) 付属書類 ⑧「直近 1 年間の県税、法人税、 消費税の滞納がない証明 ※その 他参考となる資料を添付すること も差し支えありません。」とある が、現在、山梨県内に事業所がな い場合、県税の納税証明書の提出 は必要でしょうか。	山梨県税の納税義務がない場合、山梨県税の納税証明書の提出ができないため、「その他参考となる資料」として、納税義務のある都道府県税の納税証明書を提出してください。
3	現場説明会において最後に壁面緑化の説明がありましたが、聞き取りにくかったため、もう一度ご説明願いますか。	壁面緑化の管理等については、募集要項の添付資料「山梨県立図書館指定管理業務仕様書(2施設管理) No.68」に記載してあります。樹種は、テイカカズラとニシターに植えることとなります。 プランターは、壁面の縦方向に、2.5m間隔で1段から場所によるで最大5段設置し、インターの内側に沿って設置して、剪定で1段から場所に沿って設置して、ヴランターの内側に沿って設置して、ヴランターの内側に沿って設置して、ヴランターの大側に沿って設置して、対フロア(点検用の歩のます。と利用して、剪定や施肥作びる性質がある植物であるため、適切に剪定を行い、横方向に葉を伸ばす必要とが、常緑樹ですが、冬は紅葉を落とすでます。また、常緑樹ですが、冬は打葉を落とすに多を越すためにも適切な剪定が、ある程度薬をあます。場にとなりまでの管理の状態が、建物の外観に大きなります。
4	募集要項の 11 ページ(6)付属書	りょす。   事業(営業)報告書は、応募しようとする
	類⑥事業報告書とは具体的にどん	団体の営業実績だけでなく、経営や運営全般
	なものを提示すればよいのか。	の状況を確認する資料です。
	例えば弊社であれば	事業(営業)報告書の記載項目は決まって
	日常清掃〇〇円/年	いませんが、本県の他施設の指定管理者に応

定期清掃〇〇円/年 消防設備〇〇円/年 警備業務〇〇円/年・・・ と一覧表で3年間の実績を提示す ればよいのでしょうか。

募した団体からは、主要な事業、事業の経過 及び成果、課題、設備投資や資金調達、財産 や損益、事業所、従業員、関係企業、主要な 借入先、株式に関する事項等を記載した報告 書が提出されています。

5 トイレットペーパー及びゴミ回 収に必要なビニール袋は山梨県で ご用意していただけるのでしょう か。

指定管理者が用意することとなります。

6 窓硝子清掃を実施するにあたり、屋上にはロープを縛り付ける丸環は設置されているのでしょうか。また設置されているのであれば、その位置と加重限度幅も教えてください。

窓硝子清掃は、建物の東側屋上に設置する 屋外機を囲む目隠しルーバーの下地鉄骨 (200mm×200mmのH綱) や太陽光発電設 備を支える架台(125mm×125mmの角鋼を 下地とした東) にロープを縛り付けて行うこ とが可能です。

下地鉄骨等は北側・東側建物外周部に概ね 4.5m間隔で設置されており、500kg程度の加重に耐えられます。

また、建物西側、南側の緑化壁のある壁面の硝子清掃は、壁面緑化のプランター管理用のファインフロアを使うことができます。

なお、建物東側には200mmの庇(クラッシュガラス)が有るため、ロープを下げる場合は、庇にあたらない位置までロープを持ち出す部材が必要となります。

7 床面を剥離清掃した場合、発生 した汚水は持ち帰って処理しなけ ればいけないでしょうか。 新県立図書館では、甲府市で管理する公共 下水道に汚水を排出します。 甲府市で定めている有害物質や環境項目

製品安全データシートを添付いたしましたので、ご検討ください。 ちなみにPH13~14となっておりますが、希釈して使用いたしますので最終汚水としては、中性に近い値となります。 甲府市で定めている有害物質や環境項目 等の下水排除基準の全ての項目について、確 実に基準内でなければ排出できません。

※ 甲府市の下水排除基準は、上下水道局 HP で公表されています。

http://www.water.kofu.yamanashi.jp/?lang=jp&var=contents/20090325021240

No.1, No.2 は、12 月 13 日に開催した業務説明会において、その場で回答できなかった項目、又は、回答が不十分であった項目です。